

# 鳥取県公報

平成 27 年 10 月 16 日(金) 号外第 9 5 号

毎週火·金曜日発行

		<b>目</b>	
条	例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に条例(45)(税務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	関する条例の一部を改正する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## <del>──</del>公布された条例のあらまし<del>─</del>

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

大都市圏から地方への本社機能等の移転を促進するために地域再生法の一部が改正され、地方活力向上地域 内において特定業務施設を新設し、又は増設した者について事業税又は不動産取得税の不均一課税をしたとき は、地方交付税による減収補塡を行うとされたことに鑑み、これらの県税に係る税率を引き下げる特例を定め る。

### 2 条例の概要

- (1) 地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 を受け、当該認定の日から2年以内に特定業務施設の用に供する資産で一定の要件を満たすものを新設し、 又は増設した者(移転型事業者に限る。)に対する事業税の額は、本来の税額に、初年度は2分の1、翌年 度は4分の3、翌々年度は8分の7を乗じて得た額とする。
- (2) 地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 を受け、当該認定の日から2年以内に特定業務施設の用に供する資産で一定の要件を満たすものを新設し、 又は増設した者に対する不動産取得税の税率は、本来の税率に10分の1を乗じて得た率とする。
- (3) (1)又は(2)の適用を受けるための申請手続を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は公布日とし、平成27年8月10日以後の事業税又は不動産取得税に適用する。

## ◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関を新設する。

- 2 条例の概要
  - (1) 鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会など7の附属機関を統合し、鳥取県 農業改良普及所外部評価検討会を設置する。
  - (2) 施行期日は、公布日とする。
- ◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 1 条例の改正理由

鳥取県立中部療育園で予防接種を行うことに伴い、予防接種時に徴収する使用料について定める。

- - (1) 中部療育園において予防接種時に徴収する使用料の額は、診療報酬の額を勘案して規則で定める。
  - (2) 施行期日は、公布日とする。

## ◇鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

新規就農者の育成増加を図るため、就農のための無料の職業訓練を修了した者のうち独立自営を目指すもの を対象として、受講料を徴収しない新たな研修を実施する。

- 2 条例の概要
  - (1) 新たに農業経営を営もうとする者が受講する研修で規則で定めるものについては、受講料を徴収しな
  - (2) 施行期日は、平成27年11月1日とする。
- ◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

# 1 条例の改正理由

水力を利用して電力を供給する発電施設として新たに若松川発電所及び横瀬川発電所を設ける。

# 2 条例の概要

(1) 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法		
若松川発電所	150キロワット	卸売		
横瀬川発電所	198キロワット			

(2) 施行期日は、規則で定める日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井

## 鳥取県条例第45号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

(目的)

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法 第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号。以下「過疎法」とい う。)、企業立地の促進等による地域における産業 集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律 第40号。以下「企業立地促進法」という。)及び地 域再生法(平成17年法律第24号)に定める目的の達 成並びに本県における企業立地の促進に資するた め、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規 定による県税の課税免除及び不均一課税について必 要な事項を定めるものとする。

(過疎地域における県税の課税免除)

- 第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域(以|第2条 過疎法第2条第1項の規定による過疎地域 下「過疎地域」という。) 内において、過疎地域自 立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不 均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省 令(平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」 という。) 第1条第1号イに規定する特別償却設備 設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それ ぞれ当該各号に定める額については課税しない。
  - (1) 事業税 過疎法省令第1条第1号イに規定す る特別償却設備を事業の用に供した日の属する年 又は事業年度以後3年間の各年又は各事業年度の 所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に 係るものとして過疎法省令第2条の規定により計 算した額に対して課する額
  - (2) 不動産取得税 過疎法省令第1条第1号イに 規定する特別償却設備である家屋又はその敷地で ある土地の取得(過疎法第2条第2項の規定によ

(目的)

(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。) 及び企業立地の促進等による地域における産業集積 の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40 号。以下「企業立地促進法」という。) に定める目 的の達成並びに本県における企業立地の促進に資す るため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条 の規定による県税の課税免除及び不均一課税につい て必要な事項を定めるものとする。

改正前

(過疎地域における県税の課税免除)

- (以下「過疎地域」という。) 内において、過疎地 域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又 は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定め る省令(平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省 令」という。) 第1条第1号イに規定する特別償却 設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、 それぞれ当該各号に定める額については課税しな
  - (1) 事業税 過疎法省令第1条第1号イに規定す る特別償却設備(以下「特別償却設備」とい う。)を事業の用に供した日の属する年又は事業 年度以降3年間の各年又は各事業年度の所得金額 又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るもの として過疎法省令第2条の規定により計算した額 に対して課する額
- (2) 不動産取得税 特別償却設備である家屋及び その敷地である土地の取得(過疎法第2条第2項 の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、

る公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得 については、その取得の日の翌日から起算して1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の 着手があった場合における当該土地の取得に限 る。) に対して課する額

2 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除) 第3条 略

(地方活力向上地域における県税の不均一課税)

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定 める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法 省令」という。)第2条第2号に規定する特別償却 設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に 掲げる事業を実施する者に限る。) について、再生 法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業 の用に供した日の属する年又は事業年度(以下この 項において「基準年」という。) 以後3年間の各年 又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該 特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の 規定により計算した額に対して課する事業税の額 は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以 下「県税条例」という。) 第58条の2及び第64条の 4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額 に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準年	2分の1
基準年の翌年又は翌事業年度	4分の3
基準年の翌々年又は翌々事業年度	8分の7

2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備 設置者について、同条第1号に規定する特別償却設 備である家屋又はその敷地である土地の取得(土地 の取得については、その取得の日の翌日から起算し て1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設 の着手があった場合における当該土地の取得に限 る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税 条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これら の規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率と する。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課 (企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課

土地の取得については、その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家 屋の建設の着手があった場合における当該土地の 取得に限る。) に対して課する額

2 略

(同意集積区域における不動産取得税の課税免除) 第3条 略

税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥|第4条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥 取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地 取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地

事業を行う者(平成30年3月31日までに当該企業立 地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を 取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助 金(以下「企業立地事業補助金」という。) の交付 の決定を受けた者に限る。) について、当該家屋又 はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3 条又は前条第2項の規定の適用を受けることができ る取得を除き、かつ、土地の取得については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を 敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合にお ける当該土地の取得に限る。) に対して課する不動 産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規 定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

<u>第6条</u> 第2条第1項の規定<u>の適用を受けようとする|第5条</u> 第2条第1項の規定<u>により県税の課税を受け</u> 者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人に あっては過疎法省令第1条第1号イに規定する特別 償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の 3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項 の規定により延長された事業税の申告期限(以下 「延長申告期限」という。) までに、法人にあって は同号イに規定する特別償却設備を事業の用に供し た日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第 1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事 業税申告納付期間」という。) の末日又は延長申告 期限までに、知事に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 過疎法省令第1条第1号イに規定する特別償 却設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面 積及び価格
- (5) その他参考となるべき事項
- 2 第2条第2項の規定の適用を受けようとする者 2 第2条第2項の規定により事業税の課税を受けな は、次に掲げる事項を記載した届出書を、その者又 はその同居の親族の労力によって畜産業又は水産業 を行った年の翌年の3月15日又は延長申告期限まで に知事に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  略

3 第3条の規定の適用を受けようとする事業者は、 次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあって は家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供 した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期 限までに、法人にあっては家屋又はその敷地である 事業を行う者(平成30年3月31日までに当該企業立 地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を 取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助 金(以下「企業立地事業補助金」という。) の交付 の決定を受けた者に限る。) に対しては、当該家屋 又はその敷地である土地の取得(前2条の規定の適 用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当 該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地の取得に限る。) に対して課 する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13 年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。) 第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

ないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届 出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地 である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年 の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2 項の規定により延長された事業税の申告期限(以下 「延長申告期限」という。) までに、法人にあって は特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用 に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条 の表第1号から第4号までに規定する期間(以下 「法人事業税申告納付期間」という。) の末日又は 延長申告期限までに、知事に提出しなければならな い。

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 特別償却設備の名称、構造、数量及び価格又 は土地の面積及び価格
- (5) その他参考となるべき事項
- いこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出 書を、当該課税を受けないこととなる年度の初日の 属する年の3月15日又は延長申告期限までに知事に 提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  略

3 第3条の規定により不動産取得税の課税を受けな いこととなる事業者は、次に掲げる事項を記載した 届出書を、個人にあっては家屋又はその敷地である 土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の 3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又 土地を対象施設の用に供した日の属する事業年度に はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の 限までに、知事に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  略

4 略

(不均一課税の適用の申請)

- 第7条 第4条の規定の適用を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書 を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定 する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年 の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人に あっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に 供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納 付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出 しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却 設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年 月日
  - (3) 略
- 2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に 掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家 屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の 属する年の翌年の3月15日(法人にあっては、家屋 又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属 する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末 日)、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付 の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のい ずれか遅い日までに、知事に提出しなければならな
  - (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)
  - (2) 家屋又はその敷地である土地の所在地及び取 得年月日
  - (3) その他参考となるべき事項
- 3 知事は、 $\underline{\dot{n}}$  2項の規定による申請があった場合に  $\underline{2}$  知事は、 $\underline{\dot{n}}$  の規定による申請があった場合にお おいて必要があると認めるときは、当該申請に係る 事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

までの届出若しくは前条第1項若しくは第2項の申

係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期 属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末 日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければ

 $(1)\sim(3)$  略

(不均一課税の適用の申請)

- 第6条 第4条の規定により不均一課税の適用を受け ようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一 課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を 事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日 (法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を 事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事 業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は企業 立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から 2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に 提出しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 第4条に規定する家屋又はその敷地である土 地の所在地及び取得年月日
  - (3) 略

いて必要があると認めるときは、当該申請に係る事 項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項から第3項|第7条 正当な理由がなく、第5条第1項若しくは第 2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若し 請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為に くは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届

よりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な 理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査 を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から 第5条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する 不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又 は土地の取得者から当該不動産取得税について第2 条第1項、第3条、第4条第2項又は第5条の規定 の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実 であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又 は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日ま で、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日 の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の 末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若し くは第3条の規定により課税を受けないこととなる 額又は第4条第2項若しくは第5条の規定により不 均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相 当する税額の徴収を猶予する。

## 2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間 の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4 条第2項又は第5条の規定を適用する旨の決定をし た場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定し た日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

 $4 \sim 7$  略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により 第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により 徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係 る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第 4条第2項若しくは第5条の規定の適用がないこと が明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一 部に変更があることが明らかになったときは、当該 徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴 収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2 · 3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場 第10条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場 合には、これらの規定のうち第6条の規定により届 出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第5 条第4項若しくは前条第2項の調査を拒み、若しく は妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免 除又は第4条の不均一課税の規定は、適用しないも のとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第8条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する 不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又 は土地の取得者から当該不動産取得税について第2 条第1項、第3条又は第4条の規定の適用があるべ き旨の申告があり、当該申告が真実であると認める ときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得し た日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっ ては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年 度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後 まで、第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適 用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第 2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受け ないこととなる額又は第4条の規定により不均一課 税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する 税額の徴収を猶予する。

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間 の末日の前日までに、第2条第1項、第3条又は第 4条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2 項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後ま で徴収を猶予したものとみなす。

 $4 \sim 7$  略

(徴収猶予の取消し)

徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係 る不動産取得税について第2条第1項、第3条若し くは第4条の規定の適用がないことが明らかとなっ たとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更がある ことが明らかになったときは、当該徴収を猶予した 税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り 消し、これを直ちに徴収する。

2 · 3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

合には、これらの規定のうち第5条又は第6条の規 定により届出又は申請をする者が選択するいずれか (届出書等の提出)

第12条 略

(委任)

<u>第13条</u> 略

附則

(施行期日)

1 略

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に 関する条例等の廃止)

2 略

の規定を適用する。

(届出書等の提出)

第11条 略

(委任)

第12条 略

附則

(施行期日)

1 略

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に 関する条例等の廃止)

2 略

(経過措置)

- 3 第4条の規定は、平成12年4月1日から適用す る。
- 4 第4条第1項の規定の適用を受ける者であって、 平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日ま での間に特別償却設備又はその敷地である土地を事 業の用に供したものに係る第9条第1項の届出書の 提出期限は、同項の規定にかかわらず、この条例の 施行の日から起算して30日を経過する日とする。
- 5 旧過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15 号)第2条第1項に規定する過疎地域内において、 製造の事業又は旅館業の用に供する設備を平成12年 3月31日以前に新設し、又は増設した者に係る県税 の課税免除については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の日前に、附則第2項の規定によ る廃止前の同項各号に掲げる条例の規定によりなさ れた届出その他の行為は、この条例の相当規定によ りなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第 4条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の事業税又は平成27年8月10日以後に終了する事業年度 に係る法人の事業税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第4条第2項の規定は、平成27年8月10日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する 不動産取得税について適用する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第46号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改		改 正 前				
引表第1(第2条関係)	F	引表第 1	(第2条関係)			
名称	調査審議する事項	^		名称 名称	調査審議する事項	
略			略	- H.1.1	MARINITA	
鳥取県職務育成品種	鳥取県知的財産の創造等に			戦務育成品種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	鳥取県知的財産の創造等に	
審査会	関する基本条例(平成18年		審査会	以	関する基本条例(平成18年	
田里五	鳥取県条例第11号)第25条		田丘厶		鳥取県条例第11号)第25条	
	に規定する職務育成品種の				に規定する職務育成品種の	
	品種登録に関する事項				品種登録に関する事項	
鳥取県農業改良普及	農業についての普及指導活				四種豆琢に関する事項	
所外部評価検討会	動の評価に関する事項					
略 鳥取県カワウ繁殖抑	カワウの繁殖抑制対策に関			 カワウ繁殖抑	カワウの繁殖抑制対策に関	
					カラリの素種抑制対象に関     する事項	
制対策検討会	する事項		制対策権		, , , ,	
				東部農林事務	農業改良普及指導活動の評	
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	農業改良普及	価に関する事項	
				指導活動評価		
			検討会			
				東部農林事務		
				事務所八頭農		
				普及所普及指		
				平価検討会		
				中部総合事務		
			所農林周	<b></b> 司倉吉農業改		
			良普及用	所普及指導活		
			動評価権	検討会		
			鳥取県「	中部総合事務		
			所農林原	局東伯農業改		
			良普及原	听普及指導活		
			動評価権	倹討会		
			鳥取県西	西部総合事務		
			所農林原	局西部農業改		
			良普及原	听普及指導活		
			動評価権	<b>食討会</b>		
			鳥取県西	西部総合事務		
			所農林原	<b>局西部農業改</b>		

	良普及所大山普及支
	所普及指導活動評価
	検討会
	鳥取県西部総合事務
	所日野振興センター
	日野振興局日野農業
	改良普及所普及指導
	活動評価検討会
略	略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第47号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

1人のないな正的の個に対けるが足と同なのは正反の個	ALCIAN DARKECL INVICTOR TO CONTRACT			
改正後	改 正 前			
(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける	(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける			
使用料等の徴収)	使用料等の徴収)			
第7条 略	第7条 略			
2 略	2 略			
3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」とい	3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」とい			
う。) 及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育	う。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育			
園」という。)の利用については、次に定める額の	園」という。) の利用については、次に定める額の			
使用料を徴収する。	使用料を徴収する。			
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略			
(4) 予防接種にあっては、診療報酬の算定方法に	(4) <u>鳥取療育園における</u> 予防接種にあっては、診			
準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を	療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の			
勘案して規則で定める額	108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額			
4~6 略	$4\sim6$ 略			

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第48号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(授業料、受講料及び聴講料の徴収)	(授業料、受講料及び聴講料の徴収)
第7条 略	第7条 略
2 大学校の研修課程の研修を受講する者(以下「研	2 大学校の研修課程の研修を受講する者(以下「研
修生」という。)に対しては、月額1万円 <u>(受講期</u>	修生」という。) に対しては、月額1万円の受講料
間が12月である場合にあっては、年額11万1,600	を徴収する。ただし、 <u>受講期間が12月である場合の</u>
円) の受講料を徴収する。ただし、新たに農業経営	受講料の額は、年額11万1,600円とする。
を営もうとする者が受講する研修で規則で定めるも	
のについては、受講料を徴収しない。	
3 略	3 略

附則

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第49号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改 正 前				
(経営の基本)			(経営の基本)				
第4条 略	第4条 略						
2 電気事業の用に供する発電施設	2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最				2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最		
大出力並びに電力供給方法は、次		大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。					
施設の名称 最大出力	電力供給方法		施設の名称	最大出力	電力供給方法		
略卸売			略卸売				
賀祥発電所 260キロワット			賀祥発電所	260キロワット			
若松川発電所 150キロワット	]						
横瀬川発電所 198キロワット	1						
略	[		略				

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。